一宮市告示第456号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更するため、当該都市計画の案を次のように一般の縦覧に供する。

なお、一宮市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに当該都市計画の案について、一宮市に対し意見書を提出することができる。

令和8年10月13日

一宮市長　中野　正康

1　都市計画の種類

尾張都市計画生産緑地地区（一宮市決定）

2　都市計画を定める土地の区域

一宮市乾町8番ほか　面積　約87.6 ha

3　縦覧場所

一宮市役所本庁舎活力創造部農業振興課窓口

4　縦覧期間

令和8年10月13日（火）から同年10月27日（火）まで

ただし、土・日曜日を除く午前9時から午後5時までの執務時間中とする。